

## 《中津川市障害者総合支援協議会 専門部会》 「精神障がい支援部会」の設置について

### 1 設置する経緯

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉に関する事業所、行政機関その他関係機関の連携を図るための協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことが国の指針に示されています。

これを受けて、中津川市障がい者福祉計画に、この指針に沿い協議の場を設置することを目標（中津川市障がい福祉計画 P.75）に掲げており、中津川市障害者総合支援協議会の専門部会として「精神障がい支援部会」を設置することとした。

また、令和2年度「東濃圏域障がい者総合推進会議精神障がいケア部会」が設置されたことに伴い、東濃圏域で連携をとりながら地域包括ケアシステムの構築にむけた取組みを進める。

### 2 設置の目的

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、各支援機関等が互いに連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

### 3 検討の内容

- ・ 各支援機関等の相互の課題や情報の共有
- ・ 各支援機関等の連携の強化
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけた取組み
- ・ その他精神障がいのある人の支援に必要な事項

### 4 部会の構成

以下の関係機関により構成する。

なお、部会長及び任期は設けない。

（福祉事業所） 基幹相談支援センター

（障害者地域支援センター結、恵那たんぼぼ地域生活療育支援センター）

（病院） 大湫病院

（行政） 恵那保健所、社会福祉課、健康医療課

### 5 会議

年度計画により定期的に行う。

必要があるときは、広域アドバイザー、県密着アドバイザーなどメンバー以外の出席を求め説明または意見を聞く。

### 6 事務局

中津川市障害者総合支援協議会の事務局（社会福祉課）とする。